

車両検修業務の委託拡大では 安全な車両は守れない！

その理由1

業務委託後の要員数にJRが首を突っ込めない
必要な検査がおろそかになり安全が守れない！

その理由2

一度ルール違反しても常態化し
ていなければ偽装請負ではない
一度でも違反すれば偽装請負だ

その理由3

技術継承はパートナー会社へ
JR社員へ技術継承を！



国労の基本要求はこれだ！

- ①コンプライアンス徹底、偽装請負にならない
ルールの明確化
- ②JR本体の労働条件を下回らないこと
- ③車両検修業務以外には就労させないルール化
- ④仕業検査、機動班業務等をJR直轄で施工せよ

**国労は安心して働き続けられる職場
確保に全力をあげます！**

車両検修業務の委託拡大では 安全な車両は守れない！

その理由1

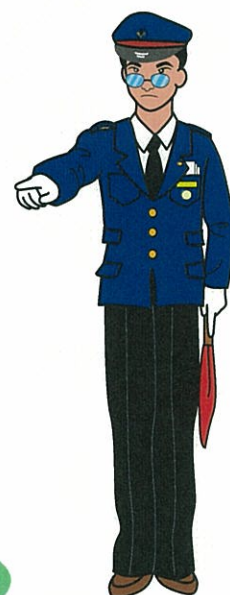
業務委託後の要員数にJRが首を突っ込めない
必要な検査がおろそかになり安全が守れない！

その理由2

一度ルール違反しても常態化し
ていなければ偽装請負ではない
一度でも違反すれば偽装請負だ

その理由3

技術継承はパートナー会社へ
JR社員へ技術継承を！



国労の基本要件はこれだ！

- ①コンプライアンス徹底、偽装請負にならない
ルールの明確化
- ②JR本体の労働条件を下回らないこと
- ③車両検修業務以外には就労させないルール化
- ④仕業検査、機動班業務等をJR直轄で施工せ
よ

国労は安心して働き続けられる職場
確保に全力をあげます！

業務委託が偽装請負にあたる例

例 1 JRからの注文

JR東日本が業務を発注したパートナー会社に対し、作業工程の見直し等を要求する場合、パートナー会社の事業主に対して注文を行うことは業務請負契約上問題ありませんが、直接請負労働者に対して作業工程の変更を指示したり、不良箇所の再修理を依頼した場合は、直接の指示命令に該当することから、偽装請負と判断されます。

例 2 作業責任者の兼務

パートナー会社の管理責任者が作業者を兼任している場合、請負事業主に代わって、請負作業場での作業遂行に関する指示、請負労働者の管理、JR東日本との注文に関する交渉等の権限を行使し、責任を果たしていれば問題はないが、事実上請負労働者の管理等ができない場合は管理責任者とは言えず、偽装請負になります。また、請負作業場に作業員1人しかいない場合で、その作業者が管理責任者を兼務している場合は、実態的にJR東日本から管理責任者への注文が、直接請負労働者への指揮命令となることから、偽装請負と判断されます。

例 3 作業者の混在

JR東日本の社員とパートナー会社の社員が同一の作業場で混在している場合、JR東日本の作業とパートナー会社の作業に連続性がある場合で、JR東日本の社員からパートナー会社の社員に対し、業務の遂行方法等について必然的に直接指示を行ってしまった場合は、偽装請負と判断されます。